

○厚生労働省告示第二百七十二号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率を次のように定め、公布の日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める各年について、別表に定める率とする。

- 一 法附則第三十六条第一項第一号の徴収金額 納期限の翌日が属する年から徴収金完納の日の前日が属する年までの各年
- 二 法附則第三十六条第一項第二号の徴収金額 納期限の翌日が属する年から猶予期間の終了日又は猶予の取消しがあった日が属する年までの各年

別表

平成十七年

年四・九一パーセント

